

### 法的保護

■ コンテンツ保護技術の採用を支援するために法的な手当てを講ずる

⇒ 保護技術の回避・除去等を法的に抑制する

- 回避・除去等の行為の禁止
- 回避・除去等のための手段となる装置等の禁止

■ コピー制御技術の回避等の法的規制

■ アクセス制御技術の回避等の法的規制

- 権利に関する情報の除去・改ざん等の法的規制

Copyright © 2004, Masahiro Yamai

10

### 法的保護の国際的経緯

<コピー制御技術回避規制>	<権利管理情報の除去等規制>	<アクセス制御技術回避規制>
1928 英国 改正著作権法		1949 米国 改正著作権法
1991 欧 コンピュータプログラム指令		
1992 米国 改正著作権法		
1996 WIPO 著作権条約、実演・レコード条約		
1998 米国 改正著作権法		
		1998 欧 コンディショナルアクセス指令
		1999 日本 改正不正競争防止法
		2001 欧 著作権指令

Copyright © 2004, Masahiro Yamai

11

### 法的保護の国際的経緯

■ 米国 改正通信法 (1988)

TITLE 47

- 衛星放送、CATVのスクランブルの自動復号を主たる目的とする装置等の製造等を民事規制(第605条(a)(4))

■ 英国 改正著作権法 (1988)

Copyright, Designs and Patents Act 1988

- コピープロテクション(複製の防止・抑止、作成される複製物の質の低下に用いる技術)の回避のために特に設計された装置等の製造等に対する民事救済(第296条)

■ 欧 コンピュータプログラム・ディレクティブ (1991)

Council Directive 91/250/EEC of 14 May 1991 on the legal protection of computer programs

- プログラムの保護のための措置の回避・除去を唯一の目的とする装置等の製造等に対する民事救済(第7条)

■ 米国 改正著作権法 (1992)

TITLE 17, "Audio Home Recording Act"

- SCMSの回避・除去等を主たる目的とする装置等の製造等に対する民事救済(第1002条)

Copyright © 2004, Masahiro Yamai

12

### 法的保護の国際的経緯

■ WIPO 著作権条約 (1996)

WIPO Copyright Treaty

- 2001年発効、56カ国が加盟
- WIPO実演・レコード条約 WIPO Performances and Phonograms Treaty (2002年発効、55カ国加盟)にも関連目的の規定
- 著作権の行使に関連して、著作権の又は法によって認められていない行為を制限するために用いられる効果的技術的手段の回避に対する法的保護と救済

Article 11

Obligations concerning Technological Measures

"Contracting Parties shall provide adequate legal protection and effective legal remedies against the circumvention of effective technological measures that are used by authors in connection with the exercise of their rights under this Treaty or the Berne Convention and that restrict acts, in respect of their works, which are not authorized by the authors concerned or permitted by law."

Copyright © 2004, Masahiro Yamai

13

### 法的保護の国際的経緯

■ 電子的権利管理情報の除去・改ざん等に対する法的救済  
**Article 12 Obligations concerning Rights Management Information**  
 (1) Contracting Parties shall provide adequate and effective legal remedies against any person knowingly performing any of the following acts knowing, or with respect to civil remedies having reasonable grounds to know, that it will induce, enable, facilitate or conceal an infringement of any right covered by this Treaty or the Berne Convention:  
 (i) to remove or alter any electronic rights management information without authority;  
 (ii) to distribute, import for distribution, broadcast or communicate to the public, without authority, works or copies of works knowing that electronic rights management information has been removed or altered without authority.  
 (2) As used in this Article, "rights management information" means information which identifies the work, the author of the work, the owner of any right in the work, or information about the terms and conditions of use of the work, and any numbers or codes that represent such information, when any of these items of information is attached to a copy of a work or appears in connection with the communication of a work to the public.

Copyright 2006, Masahiro Yamai

### 法的保護の国際的経緯

■ 欧州 コンディショナルアクセス指令 (1998)  
*Directive 98/4/EC of the European Parliament and of the Council of 20 November 1998 on the legal protection of services based on, or consisting of, conditional access*  
 ■ コンディショナルアクセス(アクセスの技術的な制御)を基礎とするサービスへの無断アクセスのために設計された装置の製造等の禁止(第4条)  
 ■ 米国 改正著作権法 (1998)  
*17 USC 117, "Digital Millennium Copyright Act"*  
 ■ 著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段の回避及び回避を主たる目的とする装置等の製造等、著作権を効果的に保護する技術的手段の回避を主たる目的とする装置等の製造等に対する民事救済と刑事規制(第1201条)  
 ■ 著作権管理情報の除去・改ざん等に対する民事救済と刑事規制(第1202条)  
 ■ 欧州 著作権指令 (2001)  
*Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 9 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society*  
 ■ 権利者の又は法によって認められていない、著作物に関する行為を防止、抑止するために用いられる効果的技術的手段の回避、及び回避を助長する目的のために主として設計された装置等の製造等に対する法的保護(第8条)  
 ■ 電子的権利管理情報の除去・改ざん等に対する法的保護(第7条)

Copyright 2006, Masahiro Yamai

### 著作権法による規制

■ 『著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ(技術的保護・管理関係)報告書(1998.12)』  
 『著作権等の実効性を確保するために技術的保護手段や権利管理情報の実用化が進められている一方で、これらを無効化するような手段が出現している。このような事態に対しては、技術的な対応や自主的ルール等による対応が図られるとともに、著作権等という法律上認められている権利を保護するためにも法的な対応が図られることが必要である』  
 『技術的保護手段や権利管理情報の無効化の問題は、まさに著作権等の実効性を確保するための手段として設けられた措置に対する法的保護の問題であり、その目的は著作権者等の権利の保護を目的とするものであることから、著作権法により対応することが適切である』

● 1999-94、「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議」において、コピープロテクション解除装置の規制が検討されたが、立法に至らなかった。

Copyright 2006, Masahiro Yamai

### 著作権法による規制

(1) 技術的保護手段の回避等の規制  
 ■ 技術的保護手段の回避専用装置等の公衆への譲渡等の規制  
 > 酷いて著作権侵害が起るかどうかに関わらず、事前の回避行為を抑制するために、その手段を規制  
 ⇒ 3年以下の懲役、300万円以下の罰金(非親告罪、法人両罰)【著作権法第120条の2第1号、第2号】  
 ■ 技術的保護手段の回避により可能となった複製の、私的複製の権利制限からの除外  
 ⇒ 回避により可能となった複製を知りながら複製を行うことは著作権侵害(民事救済のみ)【著作権法第30条第1項第2号】

(2) 権利管理情報の改ざん等の規制  
 ■ 権利管理情報の故意の除去・改ざん等の規制  
 ⇒ みなし侵害【著作権法第113条第3項】  
 営利目的の場合は3年以下の懲役、300万円以下の罰金(非親告罪、法人両罰)【著作権法第120条の2第3号】

Copyright 2006, Masahiro Yamai

### 技術的保護手段の回避等の規制

■ 技術的保護手段  
 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて図ることができない方法(次号において「電磁的方法」という。)(以下、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演者人格権若しくは同条第六項に規定する著作権(以下この号において「著作権」という。))を侵害する行為の防止又は阻止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の防止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)(とする手段(著作権を侵害する者の責任に著しく重大な侵害を及ぼしているものを指す。)であつて、著作物、複製、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作権等」という。))の利用(著作物又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演者人格権の侵害となるべき行為を含む。)(に照しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、複製、レコード又は放送若しくは有線放送に係る信号若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるもの(以下「著作権法第2条第1項第2号」)

① 暗号等、アクセスを制御する手段は対象でない。  
 ② (a)著作権者等自身が自ら用いる場合、(b)著作権者等と複製物作成者との契約により用いられている場合、(c)著作権者等から複製物作成者に対する明示的な指示により用いられている場合、(d)特定の技術的保護手段を用いることについて著作権者等、複製物作成者、複製メーカー等の間に、予め届がある場合。

Copyright 2006, Masahiro Yamai

### 技術的保護手段の回避等の規制

■ 回避  
 ①  
 技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(削除又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないよう引にすることをいう。  
 【著作権法第30条第1項第2号】

① 特定の信号に反応する仕組みがないために、技術的保護手段の信号に反応せず(無反応)、技術的保護手段が機能しない場合には、「除去」「改変」を行っているのではないことから、「回避」には該当しない。

Copyright 2006, Masahiro Yamai

## 技術的保護手段の回避等の規制

■ 対象となる装置等、対象となる行為 ①

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者  
[著作権法第120条の2第1号]

① 回避以外に実用的な意味のある機能を持たない装置・プログラム。汎用機器・プログラムは規制しない。

Copyright 2006, Masahiro Kamei 20

## 権利管理情報の改ざん等の規制

■ 権利管理情報

第十七条第一項に規定する著作権者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、複製、レコード又は放送若しくは有線放送に係る著作物若しくは複製とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの(著作物の利用状況の把握、著作物の利用の許限に係る事務処理その他の著作権等の管理(電子計算機によるものに限る。))に用いられるべきものを除く。)をいふ。

イ 著作物等、著作権等を有する者の地政官で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することにより又は口に掲げる事項を特定することができることとなる情報  
[著作権法第2条第1項第21号]

① 現在までに、法令は定められていない。

Copyright 2006, Masahiro Kamei 21

## 権利管理情報の改ざん等の規制

■ 対象となる行為

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為(記録又は送信の方式の実現に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は複製物の利用の目的及び権利に阻らしやむを得ないと認められる場合を除く。)

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは複製物の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは譲渡の目的をもって輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは複製物を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為  
[著作権法第113条第3項]

Copyright 2006, Masahiro Kamei 22

## 不正競争防止法による規制

■ 産業構造審議会知的財産政策部会デジタルコンテンツ小委員会及び情報産業委員会基本問題小委員会デジタルコンテンツ分科会合同公開報告書「コンテンツ取引の安定化・活性化に向けた取り組みについて」(1999.2)

「コンテンツの複製・使用に対する対価徴収の確保や無断コピーの防止は、本来は有体媒体の複製若しくはネットワークからのダウンロード等のコンテンツの取引が行われる際の契約によって確保されるべき問題である。しかし、「複製」の状態では容易にコピーやアクセスがなされてしまうコンテンツの取引においては、コピー管理又はアクセス管理のための措置を講ずることでようやく契約条項の実効性が確保される場合が多い。このため管理技術を無効化する機器等が広く供給されることを放置すれば、コンテンツの取引契約の実効性が著しく損なわれることになる。こうした事態は、コンテンツ市場における公正な取引を阻害するものと認識できる。」

■ 技術的制限手段を妨げる機能のみを有する装置等の販売等の規制  
⇒ 不正競争行為(営業上の利益を害された者、害されるおそれある者の民事救済)

Copyright 2006, Masahiro Kamei 23

## 不正競争防止法による規制

■ 技術的制限手段 ①

電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により複製若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機器(映像若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。)が特定の反応をする番号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の反応を必要とする番号を映像、音若しくはプログラムを交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。  
[不正競争防止法第2条第5項]

① アクセス制御技術、コピー制御技術の両方を対象とする。「記録」は、記録媒体への固定。  
本来は公衆に開すべき情報であっても、その複製・記録を制限する技術で覆られる。

Copyright 2006, Masahiro Kamei 24

## 技術的制限手段の回避装置規制

■ 対象となる装置等、対象となる行為(1)

① 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に複製若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている複製若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより回避する機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該装置のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引渡しし、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為  
[不正競争防止法第2条第1項第10号]

② 広く専ら一般に用いられるもの。事業活動に關係のないものを含まない、という程度の意味。括弧書きによって、11号との重複適用がないようにされている。

③ 技術的制限手段の効果を妨げる以外に実用的な意味のある機能を持たない装置・プログラム。汎用機器・プログラムは規制しない。「無反応機器」は、必ず別の何らかの機能を有することから、該当しない。

Copyright 2006, Masahiro Kamei 25

## 技術的制限手段の回避装置規制

■ 対象となる装置等、対象となる行為(2)

他人が特定の者以外の者に影響若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は複製、音若しくはプログラムの記録をさせないために故意上用いている技術的制限手段により回避されている影響若しくは音の複製若しくはプログラムの実行又は複製、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を除くことにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為  
[不正競争防止法第2条第1項第11号]

① 特定の者のアクセス、利用を詳細にコンテンツが配布されている場合に施されている手段。

Copyright 2006, Masafumi Kamei 25

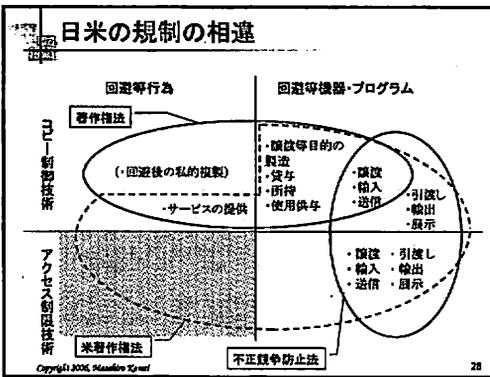
## 技術的制限手段の回避装置規制

■ 規制の例外

① 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争  
技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二條第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為  
[不正競争防止法第12条第1項第7号]

① 技術的分析、セキュリティの確保、技術的保護のなされているものについての調査・解析等。

Copyright 2006, Masafumi Kamei 27



## 日米の規制の相違

■ 規制対象となる装置等の要件

■ 日本  
「専ら」「のみ」(ただし、他の機器に組み込まれている場合を含む)

■ 米国  
 > 主として、技術的手段を回避することを目的として設計され又は製造されるもの  
 > 技術的手段を回避する以外には、商業的に限られた目的又は使用法しかないもの  
 > 技術的手段を回避するために使用することを知っている者又はこれに協力する者によって販売されるもの

Copyright 2006, Masafumi Kamei 29

## 日米の規制の相違

■ 規制の例外

■ 日本  
 > 著作権: 私的複製以外の権利制限規定にかからる利用のための回避(ただし、回避に用いる機器等が市場にないことから事実上、回避は困難)  
 > 不正競争: 試験・研究

■ 米国  
 > 非営利の図書館・教育機関等の行う一定のアクセス  
 > 相互運用性達成のための一定のリバースエンジニアリングのためのアクセス、回避手段の開発、使用、提供  
 > 暗号化研究のための回避  
 > 個人情報保護のための回避  
 > セキュリティ検査  
 > 一定の場合に、家庭での複製を制限する技術の使用の禁止  
 ⇒ アクセス制御技術の回避それ自体の規制に対して、以降の著作物適法利用を制約するものとして、批判がある。

Copyright 2006, Masafumi Kamei 30

## 最近の検討課題

■ 「知的財産推進計画2005」

■ 『技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について方向を得る』

技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への利率割の導入、接続管理回避サービス(技術的保護を解除する特定情報(シリアルナンバー等)の公表への提供など)、放送受信機器におけるコピー制御機構への無反応問題等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。』

Copyright 2006, Masafumi Kamei 31

### 最近の検討課題

■ アクセス制限技術の回避規制の強化

■ 「文化審議会著作権分科会報告書 (2006.9)」

『デジタル化・ネットワーク化に伴う権利侵害の危険性の増大に対応し、著作権保護をより強固にするためにコピーコントロールとアクセスコントロールを並置的に施すような技術の複合化が進められているが、コピーコントロールに対する現行著作権法の規制の範囲が技術の複合化による影響を受ける。』

ただし、リップングソフトを用いて暗号を解除し、DVDの内容をPCに読み出すことによって、コピーコントロールを無効化する場合もあるため、アクセスコントロール技術そのものについても、結果的に複製を抑制する効果があるという観点から、回避装置等について著作権法の規制の対象とすべきという意見もあった。しかし、著作権法の支分権の対象ではない「単なる視聴行為」をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的には視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらすという意見もあり、著作権法の趣旨、不正競争防止法における政策的措置の実効性、国際的な議論の動向、技術・法律・契約が相互補充的に機能すべき領域等について十分な検討が必要である。

したがって、現時点では、現行著作権法の技術的保護手段に関する規定を直ちに改正すべきという結論には至らなかったが、今後も技術動向に注視しつつ引き続き慎重に検討し、平成19年を目途に結論を得るべきものとした。

Copyright 2006, Masafumi Kamei 32

### 最近の検討課題

■ 回避にかかる情報の提供の規制

■ 「文化審議会著作権分科会審議経過報告(2003.1)」

『著作権者等が著作権等を侵害する行為の防止又は抑制を目的として音楽CDなど著作物等に施す技術的保護手段について、これを回避する方法が書籍、雑誌及びインターネット等により多数公表されていることから、技術的保護手段の回避を助長することを専ら目的とする情報を公衆に提供する行為を刑罰の対象とすべきという意見がある。』

一方で、刑罰の対象とする情報提供行為の範囲をどう定めるのか、言論の自由等との抵触についてどう考えるか、技術的保護手段の技術レベルの適正化により解決できるのではないかと、といった観点から幅広い検討が必要であり、導入に慎重な意見がある。

この問題については、言論の自由など他の基本的価値や、刑法や不正競争防止法などの法制とのバランスを図る必要があることを踏まえつつ、導入の可否・必要性について、引き続き検討を行うことが必要である。』

Copyright 2006, Masafumi Kamei 33

### 最近の検討課題

■ 「無反応機器」の規制

■ 「無反応機器」とは何か

- > 音楽CDのPCによるコピーの例
- > 「放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題」?

■ 法による技術特定と、実装の遵守義務という考え方の是非

- > 米国著作権法第1002条:SCMS実装の義務付け
- > 米国連邦通信委員会規則: "Broadcast flag"

[2005.3. コロンビア特別区巡回控訴裁判所により、連邦通信委員会には規制の権限がないとされた]

Copyright 2006, Masafumi Kamei 34

### 米著作権法 "Audio Home Recording Act"

Section 1002. Incorporation of copying controls

(a) Prohibition on Importation, Manufacture, and Distribution.

No person shall import, manufacture, or distribute any digital audio recording device or digital audio interface device that does not conform to -

- (1) the Serial Copy Management System;
- (2) a system that has the same functional characteristics as the Serial Copy Management System and requires that copyright and generation status information be accurately sent, received, and acted upon between devices using the system's method of serial copying regulation and devices using the Serial Copy Management System; or
- (3) any other system certified by the Secretary of Commerce as prohibiting unauthorized serial copying.

Copyright 2006, Masafumi Kamei 35

### 米国連邦通信委員会規則 47 CFR 73.9000-

Sec. 73.9002

(b) Covered demodulator products.

No party shall sell or distribute in interstate commerce a covered demodulator product that does not comply with the demodulator compliance requirements and demodulator robustness requirements. The requirements of this paragraph shall not apply to the sale or resale of a product that was manufactured prior to the effective date of this subpart or that initially was sold or distributed in compliance with this subpart.

Sec. 73.9003 Compliance requirements for covered demodulator products: Unscreened content.

(a) A covered demodulator product shall not pass, or direct to be passed, Unscreened Content to any output except:

- (1) To an analog output;
- (2) To an 8-VSB, 16-VSB, 64-QAM or 256-QAM modulated output, provided that the broadcast flag is retained in the both the EIT and PMT;....

Copyright 2006, Masafumi Kamei 36

### 最近の検討課題

■ 契約による反応の強制

Copyright 2006, Masafumi Kamei 37

### 最近の検討課題

- 「知的財産推進計画2005」
  - 『私的使用権限などの基本問題について方向を得る』
    - 1) 私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに因って検討を行い、2007年度までに結論を得る。
    - v) 私的録音録画補償金制度に因し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を踏まえて、本制度の見直し等について検討を行い、2005年中に結論を得る。』

Copyright 2004, Masahiro Yamai 38

### 最近の検討課題

- 「知的財産推進計画2005」
  - 『家庭等で円滑にコンテンツを利用するための技術開発を行う』
 

多様なコンテンツ流通形態や利活用を可能とするコンテンツ流通の仕組みの構築に向け、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と、家庭やその周辺でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保を両立するため、消費者等の視点を重視しつつ、コンテンツ利用技術の開発・家庭を2005年度から行う。』

Copyright 2004, Masahiro Yamai 39

### 米国著作権法“Digital Millennium Copyright Act”

Section 1201.  
Circumvention of copyright protection systems  
(k)(2) Certain encoding restrictions. -

No person shall apply the automatic gain control copy control technology or colorstripe copy control technology to prevent or limit consumer copying except such copying -

(A) of a single transmission, or specified group of transmissions, of live events or of audiovisual works for which a member of the public has exercised choice in selecting the transmissions, including the content of the transmissions or the time of receipt of such transmissions, or both, and as to which such member is charged a separate fee for each such transmission or specified group of transmissions;

(B) from a copy of a transmission of a live event or an audiovisual work if such transmission is provided by a channel or service where payment is made by a member of the public for such channel or service in the form of a subscription fee that entitles the member of the public to receive all of the programming contained in such channel or service;

Copyright 2004, Masahiro Yamai 40

### 米国著作権法“Digital Millennium Copyright Act”

(C) from a physical medium containing one or more prerecorded audiovisual works; or

(D) from a copy of a transmission described in subparagraph (A) or from a copy made from a physical medium described in subparagraph (C).

In the event that a transmission meets both the conditions set forth in subparagraph (A) and those set forth in subparagraph (B), the transmission shall be treated as a transmission described in subparagraph (A).

Copyright 2004, Masahiro Yamai 41

### 最近の検討課題

#### ■私的複製との関係

Copyright 2004, Masahiro Yamai 42

### まとめ

- 映像コンテンツは、技術的に強固な保護がなされてきている。
  - その他の複製的コンテンツについては、技術的保護はまだ多く用いられていないが、結晶の写真複製に電子透かしによって、著作権管理情報を埋め込んでいる例がある。
- 音楽コンテンツは、「模」の状態でも市場に置かないようにすることで、保護を強固にしていることができると考えられる。
- 機器等のメーカーに対する契約によって、技術的保護についての遵守義務を負わせることで保護を担保する例は、今後ますます増えていくだろう。
- 保護のための法制整備は充分進んでいる。このような状況の下では、むしろ法には、技術的保護が行き過ぎることを調整する役割が求められるかもしれない。  
(著作権法第1条にいう「公正な利用に留意しつつ、権利者等の保護」というバランスを改めて吟味する必要がある)

Copyright 2004, Masahiro Yamai 43